

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

1

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	1(1) 障がい者相談員の充実	① 相談支援機能の充実	阪南市が委嘱している障がい者相談員（視力障がい、聴力障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい）の相談業務の質の向上や周知・充実に努めます。	本市が障害者団体当事者に委嘱した障がい者相談員が相談を受けました。 相談件数 16件(前年度13件) 身体障がい者相談員4名 相談件数14件(前年度7件) 知的障がい者相談員1名 相談件数2件(前年度3件) 精神障がい者相談員1名 相談件数0件(前年度3件) 各相談員が地域や当事者の集まりの中で相談活動を実施しており、不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなどについて相談実績があります。	A	障がい種別によるが、相談件数は昨年度より増加しました。今年度も引き続き、障がい者相談員（視力障がい、聴力障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい）について広報等で周知し、相談業務の質の向上や充実に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	1(1) 相談支援事業の充実	① 相談支援機能の充実	障がい者やその家族、または支援している人の相談、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整など総合的な相談支援を行います。	一般相談支援はまつのき園に委託して実施しています。 総合件数 1600件(前年度1737件) 特定相談支援 667件(前年度714件) 一般相談支援 933件(前年度1023件) サービス等利用計画の作成に関わっている件数 39件(阪南市36名、岬町3名) 前年度40件(阪南市36名、岬町4名) 一般相談から計画相談に引き継がれるケースもいくつかありましたが、より適切な機関へ情報提供を行い、共有していくようにしています。	A	相談件数が昨年度より減少しましたが想定以上の相談件数がありました。障がい者やその家族、または支援している人の相談、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整など総合的な相談支援を行います。 なお、令和6年度よりまつのき園の業務委託は一般社団法人ヘレンケラー財団からホームヘルプサービスみらいに変更になりましたが、業務内容を引継ぎし、継続しています。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	1(1) 基幹相談支援センターの設置		地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関として、本市直営で基幹相談支援センターを設置し、多機関と連携し、重層的な相談支援体制を構築します。	令和3年度から基幹相談支援センターは本市直営で設置しています。 令和5年度は社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師の4名を配置し、相談支援事業所への指導・助言、成年後見制度利用促進事業、障がい者虐待防止に取り組み、重層的な相談支援体制を築きました。	A	基幹相談支援センターを周知するとともに、くらし丸ごと相談や相談支援事業所と連携し、重層的・専門的に対応しています。 地域における相談支援機関との連携を強化し重層的な相談支援体制の強化に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	1(1) 主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用		地域の相談支援専門員に、大阪府で実施する主任相談支援専門員養成研修を受講するよう周知します。また、研修を修了した主任相談支援専門員と協力して地域の支援力強化を図ります。	令和5年度は主任相談支援専門員養成研修の受講者は1名で、主任相談支援専門員は5名となりました。 また、研修を終了した主任相談支援専門員と連携し、相談支援事業所連絡会を毎月開催し相談支援専門員の支援力強化に努めました。 また、まつのき園に委託している一般相談は主任相談支援専門員が対応しました。	A	主任相談支援専門員養成研修の受講者が1名にとどまりましたので、受講を周知し、受講者の増員に努めます。 また、相談支援事業所連絡会を毎月開催するなど、主任相談支援専門員と連携し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

2

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課	
基本目標 1	5	1(1) コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業の推進	① 相談支援機能の充実	令和3年度より、地域包括支援センター2か所に、地域の福祉相談員(CSW 各2名)を配置し、多機関と連携し、個別の福祉サービスの利用や生活全般の困りごとの相談に応じ、住民の方での解決を支援し、必要に応じて専門職につないでいきます。	阪南市に2か所ある地域包括支援センターのCSWは、地域の福祉相談員として児童から若年層、高齢者まで対象問わず、電話、来所、出張による相談に応じ、関係機関と連携しながら個別の困りごとの解決を図っています。さらに災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)の利用支援をはじめとして、ひきこもりや不登校など、制度だけでは対応困難事例や制度の狭間に陥っている方々への支援をおこなっています。令和4年度から学校との連携を強め、SSWやSC、教育委員会との会合を定期的に設け、生きづらさを感じている子どもたちと地域とをつなぐ支援をおこないました。また、地域の福祉活動へのアウトリーチ(出向き型)による関係づくりや相談にも積極的に取り組みました。 相談件数 3,300件(前年度3,635件) 内障がい者相談件数 302件(前年度525件)	A	地域の福祉相談員として、地域の関係団体や関係機関と連携した活動が拡大しています。CSW連絡会を1か月に1回開催し、民生委員児童委員協議会や校区地区福祉委員会などの地域の関係団体・機関及び生活困窮者自立支援制度相談員や地域包括支援センターなどの保健福祉専門職員との連携を図るとともに、個別支援の手法、地域課題の解決方法等について、情報共有や意見交換を行います。	継続実施	市民福祉課
基本目標 1	6	1(1) 小地域ネットワーク活動等推進事業の推進	① 市民参加による地域福祉の推進	校区地区福祉委員会を中心に、きめこまかな活動が展開され、サロンや個別支援活動が実施されています。アフターコロナを意識し、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった担い手同士の意見交換・交流を目的としたフォーラムを開催することができました。 令和5年度 小地域ネットワーク活動 実績 【いきいき健康教室】 17回、延べ参加者255人、延べボランティア127人 【ひとり暮らし高齢者食事会(配食活動含む)】 41回、延べ1,316人、延べボランティア524名 【世代間交流】 32回、延べ参加者1,169人、延べボランティア376人 【子育てサロン】 21回、延べ参加者1,028人、延べボランティア135人 【まちなかサロン・カフェ】 829回、延べ参加者18,819人 【地域美化活動】 45回、延べ参加者345人、延べボランティア1,431人 【個別訪問・電話】 1,631回、延べ参加者3,689人、延べボランティア1,431人 【講座・勉強会】 23回、延べ参加者336人、延べボランティア285人 【茶話会】 12回、延べ参加者580人、延べボランティア159人 【その他】 469回、延べ参加者5,221人、延べボランティア2,456人	校区地区福祉委員会を中心に、きめこまかな活動が展開され、サロンや個別支援活動が実施されています。アフターコロナを意識し、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった担い手同士の意見交換・交流を目的としたフォーラムを開催することができました。 令和5年度 小地域ネットワーク活動 実績 【いきいき健康教室】 17回、延べ参加者255人、延べボランティア127人 【ひとり暮らし高齢者食事会(配食活動含む)】 41回、延べ1,316人、延べボランティア524名 【世代間交流】 32回、延べ参加者1,169人、延べボランティア376人 【子育てサロン】 21回、延べ参加者1,028人、延べボランティア135人 【まちなかサロン・カフェ】 829回、延べ参加者18,819人 【地域美化活動】 45回、延べ参加者345人、延べボランティア1,431人 【個別訪問・電話】 1,631回、延べ参加者3,689人、延べボランティア1,431人 【講座・勉強会】 23回、延べ参加者336人、延べボランティア285人 【茶話会】 12回、延べ参加者580人、延べボランティア159人 【その他】 469回、延べ参加者5,221人、延べボランティア2,456人	A	フォーラムにて他地域の活動を聞き「自分たちの地域でも取り組みを進めていきたい」と感化される声があがりました。引き続き、身近な地域での居場所づくりや活動の充実のため、他地域との交流、運営支援や取組支援を行います。また、既存の活動を大切にしながら、対象者や実施場所にとられない多様な居場所づくりにも専門職と協働し、より一層進めていきます。活動者の担い手不足が課題としてあり、多様な主体との連携・協働、分野や世代を超えたつながりづくりがより一層大切になってきています。各地域の課題に合わせて、活動者の思いや地域生活課題に寄り添った支援を進めていくために、多世代・多機能・多分野が協働した居場所づくり、活動づくりを活動者と共に取り組みます。	継続実施	社会福祉協議会 市民福祉課
基本目標 1	7	1(1) 「くらし丸ごと相談室」との連携及び充実		地域共生社会の実現のため、「くらし丸ごと相談室」と連携し、「ひきこもり」など、制度の狭間にある生活課題を抱える方を対象に、断らない相談支援を行います。	「くらし丸ごと相談室」と「基幹相談支援センター」が連携して、ひきこもりなど、制度の狭間にある生活課題を抱える方の相談に対応しました。 令和5年度 くらし丸ごと相談室 相談件数 42件(前年度22件)	A	・「くらし丸ごと相談室」と「基幹相談支援センター」、他課、他機関が連携し、介護・障がい・子育て、健康などの課題を複合的に抱える人、引きこもり、ヤングケアラーなどの制度の狭間に落ち込み社会的孤立に陥っている人に対して、断らない相談支援を行ったことからA評価とします。 ・引き続き、連携して断らない包括的な相談支援を行います。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

3

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	8	1(2) 入れあい収集の推進	① 地域生活支援施策の充実 家庭ごみを集積場まで排出することが困難なひとり暮らし高齢者や障がい者などに対し、「声掛け」を行いながらごみを戸別収集し、在宅での生活が維持できるよう支援します。	令和6年3月31日現在で180軒の家庭に訪問し家庭ごみの収集を行うとともに必要に応じて安全確認のため声掛けを行いました。 ・年度毎の申込件数 平成29年度 53件 平成30年度 44件 令和元年度 43件 令和2年度 37件 令和3年度 45件 令和4年度 48件 令和5年度 41件	A	・家庭ごみを集積場まで排出することが困難な家庭に対し、安否確認を含めた戸別収集を実施することで在宅生活を支援できました。申込件数についても一定の実績があったためA評価とします。 ・引き続き、支援が必要な家庭にサービスを届けられるよう制度の周知に努めます。	継続実施	資源対策課
基本目標1	9	1(2) 補装具費支給事業の推進	① 地域生活支援施策の充実 身体上の障がいを補うための用具を交付し、身体障がい者の日常生活を円滑にします。	給付件数 延べ137件(前年度延べ141件) (修理件数含む)	A	・補装具の給付(修理)により日常生活を円滑にするためのサービス提供が実施できました。 ・引き続き、相談窓口、手引き等で啓発し申請促進に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	10	1(2) 身体障害者手帳診断費用支給事業の推進	① 地域生活支援施策の充実 身体障害者手帳申請のための診断書作成に必要な費用を非課税世帯に支給し、手帳取得にかかる経済的負担を軽減します。	助成件数 61件(前年度 79件)	A	・手帳取得にかかる経済的負担を軽減でき、非課税世帯に属する人の手帳取得に寄与できました。 ・引き続き、相談窓口、手引き等で啓発し申請促進に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	11	1(2) 特別障害者手当等給付事業の推進	① 地域生活支援施策の充実 身体、または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方に支給します。	特別障害者手当 年間1,218件(前年度1,221件) 障害児福祉手当 年間 267件(前年度 265件) 経過福祉手当 年間 12件(前年度 15件)	A	・手当等給付事業により日常生活において常時特別の介護を必要とする方への経済的な保障に寄与できました。 ・引き続き、相談窓口、手引き等で啓発し申請促進に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	12	1(2) 生活福祉資金貸し付け事業の推進	① 地域生活支援施策の充実 国と府が資金を出し、低所得、高齢者及び障がい者などの世帯を対象に低利に必要な資金を貸し出し、安定した生活が営めるように努めます。	■コロナウイルス感染症貸付申請等件数 *令和2年3月25日制度開始からの集計 対応内容 延べ相談 5,375件 緊急小口申請 793件 総合支援申請 678件 延長貸付申請 332件 再貸付申請 457件 ■生活福祉資金等の申請件数(令和5年度) 福祉資金 9件 緊急小口資金 12件 総合支援資金 2件 教育支援資金 2件	A	新型コロナウイルス感染症特例貸付が令和2年3月25日～令和4年9月30日まで実施され、令和4年度も多くの申請がありました。 その後も、貸付償還や書類手続きについて電話や来所にて多くの方が社協へ相談に生まれ、生活困窮者自立支援機関や社会貢献事業を実施する社会福祉法人等の関係機関と連携した支援に努めました。 今後は、フォローアップ支援として継続的な支援を行います。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標1	13	1(2) 地域活動支援センター機能の充実	創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能を充実強化します。	地域生活支援事業 実績 2,062件(実人数延べ461名) 前年度1,831件(実人数延べ415名) 地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者、障がい児の保護者、介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言を行いました。 月の予定表により様々なプログラムを組み、活動の場を提供しました。専門職が多く配置され、個別対応も行いながら進めています。	A	地域生活支援事業は、昨年度より利用人数が増加しました。今年度も創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能を充実強化に取り組みます。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

4

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	14	1 (2) 生活困窮者自立相談支援事業の推進	様々な理由で生活に困っている状態にある人に対して、包括的かつ早期に課題解決に向けて相談員と一緒に考え支援します。	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>令和2～4年度は新型コロナ特例貸付（令和4年9月末終了）や生活困窮者自立支援金（令和4年12月末終了）に係る相談が多く、コロナ禍前の件数に戻りつつある状況です。コロナ禍で急増した相談者の現状把握とフォローアップが必要です。</p> <p>令和5年度 自立相談件数 235件 新規申込件数 44件 プラン作成件数 46件 住居確保給付金新規申込件数 9件</p> <p>自立相談件数 プラン作成件数 令和元年 157件 80件 令和2年 631件 83件 令和3年 797件 62件 令和4年 502件 59件</p> <p>【生活支援課】</p> <p>平成27年度より生活困窮者自立相談支援事業を市直営で開始し、令和2年度から阪南市社会福祉協議会に事業委託しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で相談件数は急増しましたが、令和5年度第5類移行後、新型コロナウイルス感染症特例貸付や給付金の申請受付は終了し、相談、プラン作成件数ともに減少しています。</p>	B	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>新型コロナ特例貸付では阪南市内でおよそ800世帯の方が生活に困窮され貸付を受けました。当事業としても、その後の状況把握、困窮状態が続いている借受人への継続的な支援が必要です。</p> <p>コロナ禍後、さまざま事情により経済的に困窮されている市民が、より円滑に当事業の窓口につながるよう周知を行います。</p> <p>【生活支援課】</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の周知を社会福祉協議会とともにを行います。</p> <p>事業利用者の支援調整会議や、必要に応じて市の重層的支援会議に諮ることで包括的な支援を行います。</p>	継続実施	社会福祉協議会 生活支援課
基本目標1	15	1 (3) すくすく健診・のびのび相談の充実	②療育・幼児教育の充実 疾患の早期発見と早期治療を目的として、その結果に基づき、より専門的な指導及び措置を行うことにより、健全育成を図ります。	各種療育機関や専門医療機関等への紹介、保護者支援を継続して行うことで、子どもの健全な育成を図りました。	A	各種専門機関への紹介や保護者支援を行っているため、A評価とします。引き続き子どもと親への支援を行っていきます	継続実施	健康増進課
基本目標1	16	1 (3) 障がい児保育支援事業の充実	②療育・幼児教育の充実 未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育、またはたんぽぽ園での療育などを提供し、子育てと仕事の両立を支援します。	各保育所に加配保育士や子ども支援員（保育士資格なし）を配置し、医療的ケアが必要な障がい児に対しては看護師を配置しました。また、障がい児や支援に対する理解を深められるよう、保育士や子ども支援員は可能な限り研修に参加し、障がい児に対する処遇の向上や発達を促す保育となるよう努めるとともに、安全性の向上と個別の支援計画を作成し保育できる体制を整えました。	A	引き続き、乳幼児の保護者との信頼関係の構築に努めるとともに、定期的に阪南市域支援教育コーディネーターや心理判定員による巡回相談を実施し適切な支援方法を研究し個別の支援計画の作成に取り組みます。	継続実施	こども政策課
基本目標1	17	1 (3) 障がい児通所支援事業の充実	②療育・幼児教育の充実 障がい児などの発達を支援するため、保護者などからの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給します。	児童発達支援延べ991件（前年度863件）、放課後等デイサービス延べ2,964件（3,046件）であり、児童発達支援・放課後等デイサービスともに一定数の利用がありました。令和5年度を受給者証交付人数は、児童発達支援98件（前年度69件）、放課後等デイサービス170件（前年度171件）でした。近隣市町で事業所が増加し、子どもと保護者ニーズに応じた事業所が選択できるようになりました。	A	今後とも18歳未満の発達に遅れ等があり、特別な支援を必要とする児童及び障がいのある児童が療育を受けられるように支援していきます。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

5

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	18	1(3) 発達相談(家庭児童相談室)の充実 ②療育・幼児教育の充実	家庭児童福祉に関する相談業務を行い、家庭児童福祉の向上を図ります。	障がい相談は家庭児童相談全体件数507件のうち、68件(前年度83件)であり、13.4%を占めています。母子保健事業及び教育委員会関連事業等との連携を図っています。	A	家庭児童相談における障がい相談から療育へと着実につながっており、引き続き関係機関の実施する事業と連携しつつ、気軽に相談できる体制の充実と専門性の向上に努めます。	継続実施	こども支援課
基本目標1	19	1(3) 訓練体制の整備 ②療育・幼児教育の充実	指定管理者制度の導入と併せて、専門職員を確保し、市内での訓練体制を整備します。	阪南市立たんぼぼ園は、児童発達支援センターとして、継続した療育を提供し、療育の質の向上に努めました。指定管理期間の満了に伴い業者選定を行い、令和6～11年度の指定管理者が株式会社三葉に決定しました。	A	指定管理事業者は変更となりましたが、引き続き、児童発達支援センターとして療育の質の向上に努めるとともに、中核機能の役割が果たせるように努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	20	1(3) 保育所における個別支援計画の充実	障がい児に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を図るため、保育所における個別支援計画の作成に取り組んでいきます。	各保育所に加配保育士や子ども支援員(保育士資格なし)を配置し、医療的ケアが必要な障がい児に対しては看護師を配置しました。また、障がい児や支援に対する理解を深められるよう、保育士や子ども支援員は可能な限り研修に参加し、障がい児に対する処遇の向上や発達を促す保育となるよう努めるとともに、安全性の向上と個別の支援計画を作成し保育できる体制を整えました。	A	引き続き、乳幼児の保護者との信頼関係の構築に努めるとともに、定期的に阪南市域支援教育コーディネーターや心理判定員による巡回相談を実施し適切な支援方法を研究し個別の支援計画の作成に取り組みます。	継続実施	こども政策課
基本目標1	21	1(3) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の推進 ⑤難病患者などへの施策の推進	日常生活に支障のある小児慢性特定疾患に罹っている児童に対し、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜及び介護者の負担軽減を図り、児童の自立と社会参加を推進します。	令和5年度支給件数 0件(前年度0件)	A	・申請はありませんでしたが、要望があった時には給付できるように体制を継続しました。 ・今年度も引き続き、周知啓発を図り、対象者に案内が行きわたるよう努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	22	1(4) 阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい福祉計画の進捗管理	阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい福祉計画の見直しや進捗・点検を毎年1回以上行い、施策の推進に努めます。	「第4次障がい者基本計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい福祉計画」の進捗管理・評価を行い、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画」を策定するために阪南市障害者施策推進協議会を3回開催し、施策の推進に努めました。	A	「第4次障がい者基本計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい福祉計画」最終年度における各事業の評価を行い進捗管理をします。また、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画」に基づき、施策を推進します。	継続実施	市民福祉課
基本目標1	23	1(4) 地域自立支援協議会個別支援会議・サービス調整連絡会議の開催 ①地域生活支援施策の充実	地域自立支援協議会の個別支援会議で個別事例への支援に関する協議及び調整を行い、サービス調整連絡会議で地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議や地域の社会資源の開発及び改善に関する協議等を行います。	地域自立支援協議会の専門部会である、「相談支援事業所連絡会」において事例検討会を実施し、発達障がいのある方を支援するためにアクト大阪の協力を得てサポートブックを作成しました。「就労支援部会」においては、前年度から引き続き、工賃向上のために仕事を受注するための「求職票」を作成しました。	A	「相談支援事業所連絡会」においては、サポートブックを試用し完成をめざします。「就労支援部会」においては、工賃向上をめざして事業所の仕事をPRする冊子作成、啓発方法の検討、共同受注の仕組みづくりを行います。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

6

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	24	1(5) 福祉人材の養成・確保	大阪府における介護・福祉人材の確保に関する取り組みとの連携や、関係機関・団体等と連携を図りながら、介護職・福祉職やサービスの魅力の向上・発信、潜在的な有資格者等の掘り起こし、多様な介護・福祉人材の確保に向けた取り組みを図ります。また、サービス提供事業者に対して、障がいのある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保と資質の向上を働きかけていきます。障がい特性を理解した人材確保と資質の向上のために、大阪府や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参加を促します。今後も引き続き、泉南地域介護人材確保連絡会議を軸に、取り組みの具体化に向けて情報交換を行います。	「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に協力するとともに、岸和田以南5市3町と大阪府や大阪福祉人材支援センター等で構成している「泉南地域介護人材確保連絡会議」に2回参加し、介護人材確保の推進に関する各種施策の情報共有、意見交換など、人材確保や就労支援の推進に取り組みました。 また、大阪府など関係機関からの福祉人材に関するチラシの送付があれば、介護保険課の窓口で配架しており、「阪南市地域づくり担い手研修（第3層生活支援コーディネーター養成研修）」の参加者に、福祉人材の情報提供を行いました。	A	阪南市岬町地域自立支援協議会の就労支援部会、泉南地域介護人材確保連絡会議を軸に、取組の具体化に向けて情報交換を行いました。 今後も、引き続き、関係機関等と連携しながら、福祉人材に関するチラシの配架等、福祉人材の確保・就労支援に取り組みます。	継続実施	介護保険課 市民福祉課
基本目標1	25	1(5) 福祉人材の定着	福祉人材の定着を図るため、労働環境の整備の推進に努めるとともに、従事者の資質の向上を図るため、キャリアアップの仕組みの構築に努めます。	令和5年度に「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に向け実施した介護事業所へのアンケート調査では、「事業所運営で困難を感じる」との上位に「人材の確保が難しい」との回答結果が出ています。 また、「第7期阪南市障がい福祉計画」策定に向け障がい福祉サービス事業所アンケートにおいても経営上の課題は、「職員の質の向上」「支援員の確保」との結果が出ています。 急激に少子高齢化が進展する中において、増大、多様化する介護ニーズに的確に対応するため、就労支援・定着への取組が重要になっています。	A	介護保険事業所に、国や府の補助金の活用検討を推進するなど、情報提供しました。また、国からの資質向上にむけた研修会の情報提供や参加をよびかけました。さらに、岸和田以南5市3町や大阪福祉人材センターなどで構成する「泉南地域介護人材確保連絡会議」に出席し、福祉人材の確保・就労・定着にむけて、情報交換を行いました。 今後も「泉南地域介護人材確保連絡会議」にて、現状や課題の把握、介護福祉人材確保・定着に向けた取組など、定期的に協議を行い、この合議体を活用し、介護職員の人材確保・定着に取り組み、併せて、介護職員の資質向上やキャリア形成を図るため、大阪府や、本市主催の研修会への参加など、各介護事業所に対し、積極的に働きかけを行っていきます。 阪南市岬町地域自立支援協議会の専門部会である「阪南市岬町支援者ネットワーク」において、障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所の支援員を対象に、勉強会や事業所同士の情報交換会、困難ケースの事例検討会等を実施し、従業員の資質の向上を図ります。	継続実施	介護保険課 市民福祉課
基本目標1	26	1(5) 福祉教育の実践	小・中・高校における福祉教育として、社会福祉協議会、校区福祉委員会、ボランティア等の協力のもと、地域のボランティア活動を学んだり、障がいに関する疑似体験や交流体験を行います。	子ども福祉委員 ※（ ）内は卒業生のうち活動に参加した人数 ・4校区/45名+（卒業生23名） 小学生：15名、中学生：30名+（卒業生23名） ・地域の高齢者訪問や地域活動の実施 18回 （クリスマス訪問、夏休み宿題デーボランティア、困りごと支援活動等）	A	子どもが主体的に地域課題を把握して解決を試みる活動は福祉教育のあるべき、めざすべき姿につながっています。引き続き「子ども福祉委員」の拡大、推進に努めてまいります	継続実施	社会福祉協議会

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

7

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標1	27	1(5) 労働環境の改善	介護・福祉従事者が、意欲と誇りを持って働くことができるよう、雇用主であるサービス提供事業者に対して、雇用管理の改善や職業能力の開発及び向上に向けた支援の充実、指導の強化に努めます。国が示す方針に基づく個々の申請様式、添付書類や手続きに関する簡素化を推進します。	障がい福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善をされるように支援しました。	A	サービス事業所に訪問した際に、職場環境の確認を行うとともに、知的障がい者（児）団体連絡協議会等でサービス事業所の状況について情報共有及び収集します。	継続実施	市民福祉課
基本目標2	1	2(1) 更生医療・育成医療の推進	② 医療サービスの充実 指定医療機関で治療を受け、身体上の障がいを軽減し、日常生活が容易に送れるよう医療費の一部を助成します。	更生医療支給認定件数 支払件数2,177件（前年度1,982件） 育成医療支給認定件数 19件（前年度 6件）	A	更生医療等の申請に対し、医療費の一部助成を適切に実施しました。今年度も指定医療機関で治療を受け、身体上の障がいを軽減し、日常生活が容易に送れるよう医療費の一部を助成します。	継続実施	市民福祉課
基本目標2	2	2(1) 重度障がい者医療費助成事業の推進	② 医療サービスの充実 重度の障がいがある方に対して、医療費の一部を助成し、健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。	平成30年4月から大阪府福祉医療制度改革に伴い、市の制度も見直しました。 重度障がい者に対して、医療費の一部を助成し、医療費の負担を軽減したことにより、重篤化を防止しました。 R5.1月～R5.12月実績 31,845件 R4.1月～R4.12月実績 32,550件	A	・医療費の負担を軽減したことにより、早期に必要な医療を受け、重篤化を防止し、健康の保持及び生活の安定に寄与しました。 ・今後も本制度を継続し、健康の保持及び生活の安定を図ります。	継続実施	市民福祉課
基本目標2	3	2(1) 市民病院を中核とした障がい者の地域医療の充実	② 医療サービスの充実 市民病院を地域医療の中核として位置づけ、保健センター・保健所・医療機関と連携し、障がい者に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を提供します。	良質な医療サービスを継続して提供するため、保健所・医療機関と連携して障がい者の方に適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を提供し、介助者の負担軽減の取り組みを行いました。	A	・障がいをお持ちの方への支援を行うなど、取り組みにおいて一定の実績があるためA評価とします。 ・引き続き、各医療機関等と市、病院が連携・協力し、医療サービスの提供に取り組んでまいります。	継続実施	健康増進課
基本目標2	4	2(2) 精神グループワークの充実	④ 精神保健の充実と自立への援助 自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な方に調理実習や体操などのグループワークを月1回実施します。	開催回数 12回 参加延人数 76人 施設外活動、創作、体操、クリスマス会などを実施し、利用者同志のかかわる機会を作りました。	A	新型コロナウイルス感染症の収束以降、社会参加のきっかけ作りを毎月開催できました。今年度も自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な方に調理実習や体操などのグループワークを月1回実施します。	継続実施	市民福祉課
基本目標2	5	2(2) 精神通院医療の推進	② 医療サービスの充実 精神科の医療が長期的に必要なとき、経済的負担を軽減することで、指定医療機関で治療を受けやすくし、病状の改善が促されるようにします。	申請件数 1,011件（前年度1,133件）	A	・一定の実績があるためA評価とします。 ・長期的な精神通院医療を要する際、経済的負担を軽減し、治療を受けることで、病状の改善が促されるよう努めます。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

8

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標2	6	2(3) 妊産婦健康診査の充実	① 保健サービスの充実 疾病等の早期発見・治療及び流産、死産、未熟児出生などを予防するための妊産婦の定期健診を充実します。	妊婦健診受診者数延3,613人(前年度4,083人) 産婦健診受診者数延380人(前年度426人) 妊婦訪問件数 延21人(前年度延34人) 母子健康手帳発行時等の妊婦面接件数 195人(前年度255人) 妊婦健康診査公費負担は、妊婦健診5,000円を14枚、補助券として15,040円を1枚、5,300円を6枚と一人あたり合計116,840円(前年度同様)です。多胎児妊婦に対しては上記に5,000円を6枚追加配布しています。	A	・妊産婦健診公費負担を昨年度同様実施し、妊産婦健診を受診しやすいように環境整備したため、A評価とします。 ・母子健康手帳発行時は面接用の個室で保健師が面接し、保健指導を実施しています。今後も伴奏型相談支援として妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。	継続実施	健康増進課
基本目標2	7	2(3) 4カ月児健康診査・1歳7カ月児健康診査・3歳6カ月児健康診査の充実	① 保健サービスの充実 乳幼児に対して健康診査を行い、疾病予防や早期発見・早期治療を図ります。また、その保護者に育児などに関する保健指導を実施します。	4カ月児健康診査 受診者数209人、受診率98.1% (前年度 受診者数234人、受診率97.5%) 1歳7カ月児健康診査 受診者数234人、受診率98.7% (前年度 受診者数198人、受診率95.2%) 3歳6カ月児健康診査 受診者数255人、受診率96.2% (前年度 受診者数267人、受診率97.1%)	A	各健診の受診率は高水準を保っておりA評価とします。引き続き、疾病の予防や早期発見・早期治療、保健指導に努めます。	継続実施	健康増進課
基本目標2	8	2(3) 健康診査の充実	生活習慣病の予防・合併症の発症や症状の進行等を予防するため、健康診査を実施します。	【保険年金課】 特定健康診査受診率 33.1%(令和3年度の実績31.9%) 特定保健指導実施率 24.1%(令和3年度の実績31.7%) 後期高齢者医療健康診査 14.7%(令和3年度の実績14.0%) ※特定健診・特定保健指導については、令和4年度実績(令和5年度は、令和6年10月に確定する。) 【健康増進課】 若年者健康診査 受診者14名 肺がん検診受診者1,669名(4.1%) 胃がん検診受診者1,093名(5.1%) 大腸がん検診受診者2,084名(5.0%) 乳がん検診1,121名(15.1%) 子宮がん検診受診者1,535名(16.7%)	A	【保険年金課】 ・R4年度の特定健診の受診率は前年度を上回りました。 ・国民健康保険特定健康診査については、今後も受診率向上に努めるとともに、健診結果に基づき適切な指導を行います。 ・後期高齢者医療健康診査については、広域連合の委託を受け、適切に事業を実施します。 【健康増進課】 ・がん検診受診率においては、昨年度より大腸がん・肺がん検診が向上しました。 ・生活習慣病である“がん”の早期発見・早期治療のためがん検診を実施するとともに、がん検診受診の必要性についてさらに啓発します。	継続実施	健康増進課 保険年金課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

9

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標2	9	2(3)健康づくり・介護予防についての健康教育の推進	①保健サービスの充実	<p>保健師や管理栄養士、健康運動指導士などが行う生活習慣病を予防する教室を通じて市民の健康づくりを推進します。また、介護予防の第一歩として、地域の身近な場所(住民センター等)で血圧測定や保健師・管理栄養士・理学療法士等による講話や体操等を実施します。</p> <p>【健康増進課】 延べ人数/開催回数 10歳若返り講座(運動) 10人/1回 (前年度13人/1回) はつらつヘルスアップ 18人/8回(前年度75人/9回)</p> <p>【介護保険】 延べ人数/開催回数 いきいき百歳体操 33カ所443人(前年度30カ所411人) 介護予防拠点 ・健康づくり運動 6,093人/495回(前年度5,162人/546回) ・認知症予防等 1,091人/167回(前年度1,326人/206回) ・講話、講座 674人/148回(前年度877人/202回) ・生きがいづくり 815人/218回(前年度738人/214回) ・健康相談 3,489人/190回(前年度3,399人/192回) ・その他(スマホ教室等) 157人/33回(前年度612人/208回) 体力測定会 人/3回(前年度未実施)</p> <p>【健康事業準備室】 延べ人数/開催回数 いきいき健康教室 369人/25回(前年度211人/15回) 元気しゃっきり教室 5355人/178回(前年度5809人/188回) 出張健康講座 863人/25回(前年度280人/21回) すこやかライフ教室 324人/24回(未実施)</p> <p>【阪南市社会福祉協議会】 こつこつゆうゆう体操 799人/50回(前年度614人/40回) のびのび体操 1,667人/76回(前年度1,425人/82回) 出張栄養教室 117人/4回(前年度140人/5回) にこにこ健口教室 359人/20回(前年度115人/9回) 地域回想法教室 105人/6回(前年度88人/6回)</p>	A	<p>保健センターや防災コミュニティセンター、地域交流館、住民センターなどで健康づくり・介護予防に資する取り組みを行いました。</p> <p>取り組み内容としては、「生活習慣病予防(重症化予防を含む)」と「介護予防・フレイル予防」を一体的に実施しました。</p> <p>また、介護予防については、介護予防拠点を日常生活圏域に1か所ずつ設置し、普及啓発に努めています。</p> <p>令和6年度以降も、介護保険課、健康増進課、健康事業準備室が連携し、保健事業と介護予防の一体化に向けてより効果的な健康づくり・介護予防を推進していきます。</p> <p>令和5年度計画していた事業を予定どおり実施出来たためA評価とします。</p>	継続実施	健康増進課 健康事業準備室 介護保険課 社会福祉協議会
基本目標2	10	2(3)介護予防拠点		<p>令和2年4月から老人福祉センターの役割や機能を引き継ぎ、共生型「介護予防拠点」として、「いきいき交流センター」の名称となり、事業を開設しました。</p> <p>令和6年3月末現在、4拠点合計で開館日数は延べ992日、延べ利用人員は20,968人、実利用者数は583人。依然、65歳以上の利用者が多数を占めます。</p>	B	<p>令和3年度10月より、介護予防拠点は4ヶ所となり、市内日常生活圏域(4圏域)各所への整備が完了しました。令和4年度は、各4拠点について周知・啓発を一層推進し、地域と市民ニーズに沿った介護予防施策の推進に取り組みました。</p> <p>令和6年度は、介護予防拠点とともに介護予防体力測定会事業を実施し、共生型施設として更なる周知及び効果的な活用に取り組みます。</p>	継続実施	介護保険課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

10

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 2	11	2(4) 障がい特性やライフステージに応じた発達障がい者(児)施策の推進	それぞれの障がい特性やライフステージに応じた発達支援について、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、支援機関連携の強化、支援体制の充実を図ります。	<p>【こども支援課】 家庭児童相談室において、保護者からの相談時に発達障がいの理解や支援に関する知識や情報提供を行いました。</p> <p>【こども政策課】 障がいのある子ども、保護者と一緒に支援学校などの施設見学に行ったり、関係機関(のびのび相談など)へ行って子どもの発達状況や適切な支援方法を共有したり、など、関係機関との連携を図りました。</p> <p>【学校教育課】 市民福祉課及び母子保健事業及び教育委員会関連事業と連携し発達障がい児の支援について取り組みました。</p> <p>【健康増進課】 保健活動の中で把握した対象者に対して、必要に応じて関係機関との連携をはかり、支援を行いました。</p> <p>【市民福祉課】 保護者の同意を得て、健康増進課の発達検査や学校教育課の就学支援相談に繋げるなど、関係機関と連携し切れ目ない支援を行いました。</p>	A	<p>【こども支援課】 引き続き、市民福祉課、母子保健事業及び教育委員会関連事業と連携し発達障がい児の支援について取り組みます。</p> <p>【こども政策課】 乳幼児の保護者との信頼関係の構築や情報提供に努めるとともに、適切な支援方法を研究し個別の支援計画の作成に取り組み、必要に応じて関係機関との連携を図ります。</p> <p>【学校教育課】 就学前から関係機関と連携し、支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成することにより、支援体制の充実を図っています。</p> <p>【健康増進課】 こどもに関わる関係機関と連携し、発達障害の理解と支援に関する情報提供を実施していきます。</p> <p>【市民福祉課】 引き続き、母子保健、児童福祉、教育との連携を強化し支援体制の充実を図ります。</p>	継続実施	こども支援課 こども政策課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課
基本目標 2	12	2(4) 発達障がいの正しい知識の普及啓発	乳幼児期、学童期、青年期、壮年期などの各ライフサイクルに沿った発達障がいの理解と支援に関する情報提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めます。	<p>【こども支援課】 家庭児童相談室において、保護者からの相談時に発達障がいの理解や支援に関する知識や情報提供を行いました。</p> <p>【学校教育課】 教職員の支援教育に関する知識理解を深めるために、阪南市域支援教育コーディネーターによる支援教育研修を実施しました。</p> <p>【健康増進課】 乳幼児の健康診査や家庭訪問などの保健活動の中で把握した発達に不安のある対象者に対して、必要な情報提供を行いました。</p> <p>【市民福祉課】 障がい児通所支援サービス利用の面談時において、発達障がいの理解や支援に関する知識や情報提供を行いました。</p>	A	<p>【こども支援課】 引き続き、市民福祉課、母子保健事業及び教育委員会関連事業と連携し発達障がい児の支援について取り組みます</p> <p>【学校教育課】 教職員の発達障がいに対する理解を深めるために、市教育委員会による支援教育研修や泉南地区の支援教育研修会等を実施してまいります。</p> <p>【健康増進課】 発達に不安のある保護者には専門職の相談を実施し、必要な情報提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>【市民福祉課】 引き続き、保護者や関係機関に対して、発達障がいの理解と支援に関する情報提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めます。</p>	継続実施	こども支援課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

11

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 2	13	2(4) 相談機関の充実	児童発達支援センターと各支援機関が連携して、専門的な相談支援を実施します。障がいの早期発見に向けて、発達の専門医による健診の充実など、発達障がいのある子どもとその家族を対象とした支援の充実に取り組んでいきます。	<p>【こども政策課】 障がいのある子ども、保護者と一緒に支援学校などの施設見学に行ったり、関係機関（のびのび相談など）へ行って子どもの発達状況や適切な支援方法を共有したり、など、関係機関との連携を図りました。</p> <p>【こども支援課】 障がい児を早期に発見し、面談時に、家族及び子どもの相談及び助言を行いました。</p> <p>【学校教育課】 阪南市域支援教育コーディネーターや教育支援相談員による各園所への巡回相談を実施しました。また、小中学校においては、教育支援相談員や支援学校教員による巡回相談や研修等を実施しました。</p> <p>【健康増進課】 乳幼児の健康診査や家庭訪問などの保健活動の中で把握した対象者に対して、発達専門医の健診（すくすく健診）や臨床心理士、言語聴覚士による個別相談（のびのび相談）を実施しました。</p> <p>【市民福祉課】 障がい児の早期療育・相談が受けられるよう、児童発達支援センター1箇所、児童発達支援5箇所、放課後等デイサービス8箇所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1箇所及び放課後等デイサービス1箇所を設置し、各支援機関の連携に努めました。</p>	A	<p>【こども政策課】 乳幼児の保護者との信頼関係の構築や情報提供に努めるとともに、適切な支援方法を研究し個別の支援計画の作成に取り組み、必要に応じて関係機関との連携を図ります。</p> <p>【こども支援課】 引き続き、市民福祉課、母子保健事業及び教育委員会関連事業と連携し発達障がい児の早期の支援について取り組みます。</p> <p>【学校教育課】 阪南市域支援教育コーディネーターや教育支援相談員が各幼稚園・保育所に年間4回の巡回相談を実施し、教職員や保護者からの支援方法等の相談に対して助言を行います。また、小中学校においては、学校の依頼により、教育支援相談員や支援学校教員等が巡回相談を行います。</p> <p>【健康増進課】 乳幼児の健康診査等で、必要な対象者に発達障がい専門医の健診や臨床心理士、言語聴覚士による相談を実施し、発達障がいのある子どもとその家族を対象とした支援の充実に取り組みます。</p> <p>【市民福祉課】 障害児通所支援事業所や相談支援事業所の質の向上のために研修会等を実施するとともに、令和6年度から児童発達支援センターの指定管理事業者が株式会社三葉に変更になり、今後中核機能の役割を果たせるように努めます。</p>	継続実施	こども政策課 こども支援課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課
基本目標 2	14	2(4) ピアサポート活動への支援	発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行う場の立ち上げを支援し、情報提供を行っていくなど、ピアサポート活動への支援の充実に図ります。	「阪南市障がい児（者）を持つ親の会もみの木会」は、発達障がい児（者）の家族が主な会員で年10回開催。情報交換や学習・教育・療育等の活動、福祉の推進のための運動等を活動内容とし、令和5年度はクリスマス会、事業所見学、スポーツ教室交流会、定例会等8回開催しました。	A	発達障がいの当事者の声を聞く機会を作ったり、発達障がいについての情報提供を行うことにより、発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行うピアサポート活動の場を支援していきます。	継続実施	市民福祉課
基本目標 3	1	3(1) 教育相談の充実	③ 学校教育の充実 障がいのある子どもの生活、学習、就学、進路などについての教育相談を行います。	各学校では、担任や支援教育コーディネーターに日頃から相談できる体制を整えています。また、教育支援相談員にも早期から相談できる体制もとっております。阪南市域支援教育コーディネーター、教育支援委員会等と連携し、保護者に対して、就学、進路などについて情報提供を行いました。	A	<ul style="list-style-type: none"> 各学校園にて、担任や支援教育コーディネーターが、子育てや就学に関わる相談に丁寧に応じています。また、早期からの相談体制として教育支援相談員を設置しています。 教育支援相談員が校園所及び保健センター等とも連携をして、相談体制を充実させていきます。 	継続実施	学校教育課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

12

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標3	2	3(1) 支援学校への見学、体験入学の充実 ③ 学校教育の充実	支援教育に対する理解を深めるため、支援学校と連携し、教育相談と並行しながら見学や体験入学の機会を設けます。	支援学校が行っている説明会や体験入学、支援学校の教育内容等について情報提供を行いました。また、支援学校教員が巡回相談を希望する学校を訪問することで、専門的な指導方法を学ぶ機会となりました。	A	<ul style="list-style-type: none"> 支援学校の見学について、支援学校を就学先の候補として考えている幼児・児童・生徒及び保護者への参加を呼びかけ、より適切な就学先を考える機会を提供していきます。 支援学校の教員が小中学校を訪問し、巡回相談の機会を設けることにより、子どもたちがよりよい就学先の選択をできるよう努めてまいります。 	継続実施	学校教育課
基本目標3	3	3(1) 教育支援委員会の推進 ③ 学校教育の充実	障がいのある子ども及び保護者に対して、適切な就学や進学情報の提供と相談を行い、適性にあった進路選択ができるよう支援します。	医療、保健、福祉、教育の各分野から専門的知識を有する27名の方を委嘱し、91名(前年度104名)の幼児・児童・生徒の就学先について検討しました。	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度も引き続き、教育相談や就学支援のあり方の検討を重ね、就学先決定後も支援を維持する体制となっています。 また、阪南市域支援教育コーディネーターや教育支援相談員は幼稚園・保育所の巡回相談を実施し、早期から就学を視野に入れた支援を行っています。 	継続実施	学校教育課
基本目標3	4	3(1) 障がい児支援連絡会の推進 ③ 学校教育の充実	教育・医療・福祉各関係機関参加の「阪南市障がい児支援連絡会」を組織し、多角的視点からの支援の充実を図ります。また、定期的に相談会を開き、広く相談を受け付けます。	障がい児支援連絡会については、様々な機会において福祉等の関係機関と連携を図っているため、実施しておりませんが、支援学校の教員を招いた相談会を、2回開催しました。また、各学校園において、個別の教育支援計画等を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用しました。	A	<p>【こども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園では支援の必要な子どもの、個別の教育支援計画等の作成をしています。 早期からの継続した支援を実現するために、障がいの有無に関わらず、支援の必要な子供の個別の教育支援計画等の作成をめざします。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度も支援学校教員参加の合同相談会を2回開催します。 小中学校では支援学級及び通級指導教室に在籍する全ての児童・生徒の個別の教育支援計画の作成をしています。 早期からの継続した支援を実現するために、障がいの有無に関わらず、児童・生徒の個別の教育支援計画の作成をめざします。 	継続実施	こども政策課 学校教育課
基本目標3	5	3(1) 子ども支援員配置事業の充実 ③ 学校教育の充実	障がいのある、または障がいの可能性のある幼児・児童・生徒が安全に学校園生活を送るため、必要な支援及び適切な学習支援を行う子ども支援員を配置します。	<p>【こども政策課】</p> <p>公立保育所2所では子ども支援員を4人、公立幼稚園2園では子ども支援員を10人と医療的ケアの子ども支援員を4人配置し、遊びや生活の支援を行いました。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>阪南市立小中学校では、子ども支援員を配置することにより、障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援を行いました。また、医療的ケアを必要とする子どもに対しては、看護師もしくは准看護師免許をもつ子ども支援員を配置しました。令和5年度には、小中学校に43人の子ども支援員を配置しました。</p>	A	<p>【こども政策課】</p> <p>支援を必要とする子どもの遊びと生活を保障するための配置ができた。引き続き、支援の必要な子どものニーズに合った人数の支援員と医療的ケアの子ども支援員の配置に努めます。</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、適切な配置を行うことができました。また、研修会を実施し、子ども支援員としての資質の向上に努めました。 令和6年度も引き続き、支援を必要とする子どもの把握に努め、支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に子ども支援員の配置を行います。 	継続実施	こども政策課 学校教育課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

13

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標3	6	3(1) インクルーシブ教育システムの推進 ③ 学校教育の充実	一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校生活を送ることができるシステムを推進します。	各学校で、支援学級と通常の学級との交流行事を実施することにより、互いの理解を深めました。また、支援学校在籍の児童・生徒の希望によって居住地校交流を行うなどの取組も行いました。	A	・障がいのある子どもとない子どもの交流活動は、毎年すべての学校で行っています。 ・障がいの有無に関わらず、全ての児童・生徒がお互いを理解し、高めあえる交流活動について、今後とも継続的に進めていきます。	継続実施	学校教育課
基本目標3	7	3(2) 障がい者(児)スポーツ教室の充実 ① スポーツの振興	教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者(児)の体力の向上に役立てるとともに、障がい者(児)及び保護者同士の交流を図ります。	指定管理者ミズノグループ主催で、障がい児・者スポーツ教室を開催しています。指導者等関係者と実施に向けて調整し、6回開催しました。6回の開催で参加者108名、指導者・ボランティア121名の参加がありました。	A	障がいのある人の体力差等を考慮し、安全に運動に親しめるよう、ボランティアと一緒に取り組めるメニューを計画しています。また、阪南市生涯スポーツ指導者クラブ、スポーツ推進委員等の協力を得て、ボランティアの人員不足解消に努めます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標3	8	3(2) プレイリーダーの養成、登録、派遣制度の整備 ① スポーツの振興	障がい者スポーツ指導員育成のための講座を開催し、スポーツの指導者としての人材の認定を行い、指導者の資質の向上を図ると共に、人材の登録、派遣を行います。	令和5年度は新規の生涯スポーツ指導者認定講習会はありませんでしたが、登録された指導者を障がい者スポーツ教室に派遣することができました。登録者合計120名	A	障がい者に対する理解を深め、有効で安全な指導ができる指導者、ボランティアを派遣することができました。今後も講習会を実施し、得た知識を有効に活用できる人材の育成に努めます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標3	9	3(2) 録音図書点字図書貸出しサービスの充実 ② 文化・レクリエーション活動の推進	視覚障がい者等が要望する録音図書点字図書を点字図書館などから借り受け、貸出サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上に努めます。	図書館は指定管理者により運営しています。令和5年度は視覚障がい者等からの申込みが無く、実績がないためC評価とします。	C	実績がないためC評価とします。今年度は利用回復に向け、広報周知などに努めるよう、指定管理者に向けて働きかけます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標3	10	3(2) 文化的講座 ④ 社会教育の充実	料理づくりや、視力障がい者の方とボランティアの方達とのコーラスの練習を通して、親睦を図ります。また、障がいのある子どもが和太鼓、音楽を通じて親睦と交流を深め、身体を動かすことで健康維持につなげます。	・障がい者のためのコーラス(37回 410人)(前年度38回 322人) ・エンゼルファミリー(19回 111人)(前年度21回 93人) ・障がい者のための和太鼓(12回 91人)(前年度10回 77人) ・子ども和太鼓(12回 106人)(前年度10回 63人)	A	前年度とほぼ同回数を実施し、参加人数が増加した。親睦と交流を図ることが活発になったと考える。	継続実施	西鳥取公民館(中央公民館)
基本目標3	11	3(2) 対面朗読サービスの充実 ⑤ 文化・レクリエーション活動の推進	視覚等に障がいのある利用者に図書館の資料の朗読サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上に努めます。	図書館は指定管理者により運営しています。2名の利用者に対して、29回の対面朗読サービスを実施しました。	A	要求に応じて、対面朗読を実施できたので、A評価とします。引き続き、視覚等に障がいのある市民に対して、サービスの広報に努めるよう、指定管理者に向けて働きかけます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標3	12	3(2) 図書の郵送貸出サービスの充実	直接来館することが困難な方を対象に、図書を自宅などに郵送するサービスを行います。	図書館は指定管理者により運営しています。65タイトルの申込みを受けて、20回郵送にて貸し出しました。	A	要望に応じて郵送貸出を実施できたので、A評価とします。引き続き、直接来館することが困難な方を対象に、図書を自宅などに郵送するサービスを指定管理者により行います。	継続実施	生涯学習推進室

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

14

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度取組、課題改善策など	取組方針	担当課	
基本目標3	13	3(2) 読書困難者のための資料の収集		LLブック(知的障がい者等のため)、大活字本(視覚等に障害のある人のため)、マルチメディアテイジー、バリアフリー絵本等、通常の読書が困難な人のための資料の収集に努めます。	図書館は指定管理者が運営しています。LLブック6冊、大活字本16冊を購入し、市民に提供しました。	B	・LLブックの出版数は少ないが、その状況の中でも6冊蔵書に加えられたことを評価しました。大活字本は単価が高価ですが、厳しい予算のなか購入できたことを評価しました。しかしながら、前年度よりは収集冊数が減ったので、B評価としています。 ・引き続き、出版情報に留意し、収集に努めるよう、指定管理者に働きかけます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標4	1	4(1) 地域自立支援協議会就労・生活支援部会の充実		就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援についてのシステム構築に努めます。	阪南市岬町地域自立支援協議会では令和4年度より部会の再編を行い就労支援に特化した就労支援部会を年3回開催しています。令和5年度は、就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援に向けたシステム構築のひとつとして、障がい者就労施設での工賃向上に伴う就労意欲の向上を目的に、同部会にて「求職票」を作成するとともに、支援者の課題等について検討しました。	A	令和6年度は、就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援についてのさらなるシステム構築に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標4	2	4(1) 障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	② 交流の促進	関係機関と連携し、障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進に取り組みます。	令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後は、徐々にイベント開催は増え、感染予防対策の工夫をしながらイベントに参加し、展示・販売の促進に取り組めました。	A	令和6年度は、阪南市岬町地域自立支援協議会の阪南市岬町支援者ネットワークにおいて、各事業所が参加しているイベントの情報交換を行う等、関係機関と連携し、障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進に取り組めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標4	3	4(1) 障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進		障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組めます。	調達件数 83件 金額 520,550円 (昨年度 47件 553,075円)	B	令和4年度は障害者雇用促進法の特例子会社への印刷発注が調達金額を引き上げましたが、令和5年度は調達件数が増加したものの金額が伸びず、前年度を上回りませんでした。令和6年度も引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標4	4	4(1) 市における障がい者雇用の促進	⑤ 雇用の促進	地方自治体に対する法定雇用率を遵守し、障がい者雇用に努めるとともに、障がい者である職員が能力を有効に発揮して活躍すること及び活躍の推進に関する取り組みを実施することができるよう、令和2年4月に策定した「阪南市障がい者活躍推進計画」に基づき取り組みます。	令和5年度の法定雇用率 2.68%(前年2.96%)でした。新規採用職員を対象に、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施した。	A	・法定雇用率(2.6%)を下回っていないためA評価とします。 ・引き続き、法定雇用率を遵守します。 ・「阪南市障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の活躍を推進する体制整備や障がい理解の促進に取り組めます。	継続実施	秘書人事課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

15

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 4	5	4(1) 地域就労支援事業の実施	⑤ 雇用の促進 障がい者（就職困難者等）に対して、個人に応じた個別サポートプランを提供することにより、就労阻害要因の克服や雇用・就労に関する意識・意欲の助長を図るとともに、雇用・就労につながるよう、地域の関係機関が連携し、一人ひとりの自立・就労を総合的に支援するシステムづくりを検討します。また、今後は、市内事業所の中心的な役割を果たす商工会と連携し、雇用に際しての事業所としての条件や不安などを把握し、雇用開拓、定着に向けた啓発に努めます。	地域就労支援相談（毎週月～金曜日実施） ・利用者37人（うち障がい者11人（前年度12人）） ・相談件数182件（うち障がい者89件（前年度125件）） ハローワークの専門援助部門や泉州南障がい者就業・生活支援センター、市内作業所への紹介などによる就労者数 ・0人（前年度1人） 能力開発事業 ・就労支援セミナー ・就労支援のためのパソコン講習会	A	・取り組みを実施し、雇用・就労への支援に繋がっているため、A評価とします。 ・引き続き、地域就労支援相談窓口の周知啓発に努め、就職希望者に対し、関係機関と連携を図り、個々のニーズに応じた支援に努めます。	継続実施	生活環境課
基本目標 4	6	4(1) 障がい者の職業能力開発事業の活用	⑤ 雇用の促進 大阪障害者職業能力開発校、大阪障害者職業センター等で行っている職業能力開発の積極的な活用に努めます。	大阪障害者職業能力開発校の職業訓練、泉州南障がい者就業・生活支援センター、おおさか人材雇用開発人権センター、ハローワークと連携した就労支援を行いました。	A	・取り組みを実施し、就労能力開発の支援に繋がっているため、A評価とします。 ・引き続き、大阪府障害者職業能力開発校や泉州南障がい者就業・生活支援センター、おおさか人材雇用開発人権センター、ハローワークと連携した就労支援に努めます	継続実施	生活環境課
基本目標 4	8	4(1) 就労している障がい者に対する支援（サンプライド）	⑥ 就労支援体制の充実 相談支援事業所まつのき園で開催している事業で、就労している障がい者の余暇活動を推進します。	就労している障がい者の余暇活動の推進や、障がい者が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動を支援しました。 ・サンプライドは年6回開催。外出は4回で天王寺動物園、海遊館、通天閣、USJとクリスマス会、会議を開催し、44名(前年度30名)の参加がありました。 ・ひまわりカフェは、毎月第4日曜日、年間12回の開催。（前年度9回）参加利用者延人数 343人	A	サンプライド・ひまわりカフェは、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は活動が再開され、就労している障がい者の余暇活動支援を継続しました。 引き続き、就労している障がい者の余暇活動を推進します。	継続実施	市民福祉課
基本目標 5	1	5(1) 日常生活用具（住宅改修費）の給付	② 住環境の整備 在宅の障がい者に住宅の改造に必要な経費を補助することにより、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように努めます。	令和5年度の実績件数は1件ありました。（令和4年度 2件）	A	住宅改造を利用し住み慣れた家で安心した生活が続けられるように、給付事業の啓発に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標 5	2	5(1) 福祉有償運送事業の推進	① 福祉のまちづくり 公共交通機関を利用した移動が困難な人を対象とした福祉有償運送制度により、移送サービスの提供の推進を図ります。	市内で福祉有償運送制度登録を行っている事業所が、利用者へ移送サービスを提供できるよう支援しました。	A	今後も移送サービスの提供が充実するよう支援します。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

16

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標5	3	5(1) コミュニティバス運行事業の推進	① 福祉のまちづくり 鉄道・路線バス・タクシー以外の公共交通として、主に日常生活や近隣への移動サービスを提供しています。地域ごとに人口減少や高齢化の進展の度合い、移動ニーズは異なることから、今後、地域の実情に応じた公共交通体系を構築するとともに、公共交通と福祉施策による輸送サービスの分担を行い、公共交通における持続性の確保をめざします。	・R2年3月に策定した「阪南市地域公共交通網形成計画」に基づき、需要と供給を踏まえた効率的な公共交通の実現に向けて、路線バスとコミュニティバスの重複運行区間の輸送効率の改善や、地域内交通の路線見直しをすることで、路線バスとコミュニティバス双方の収支改善を図っていくため、交通事業者と協議を行い、バス再編案等の実施に向けて議論を進めました。また、本計画目標の一つである「利便性の向上による快適な利用環境の実現」を図るため、各種乗り換え案内アプリにコミュニティバスのダイヤ情報を提供し、シームレスな交通体系を構築しました。 ・利用者数の推移は近年横ばいとなっている中、コロナの影響により利用者数が減少した分が復調しつつある。利用者数は令和5年度が156,732人、令和4年度が135,427人、令和3年度が119,245人、令和2年度が115,307人でした。	A	・「阪南市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通事業者と協議を行いました。また、本計画目標の一つである「利便性の向上による快適な利用環境の実現」を図るため、各種乗り換え案内アプリにコミュニティバスのダイヤ情報を提供し、シームレスな交通体系を構築したことにより、一定の目標を達成できました。 ・人口減少、高齢化の進展が見込まれる中、今後も持続可能な運行を実現することが課題となるため、「阪南市地域公共交通会議」において、引き続き事業等実施に向けて協議していきます。	継続実施	都市整備課
基本目標5	4	5(1) 公共施設の障がい者向け配慮の実施	① 福祉のまちづくり 公共施設について「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行うなど、全ての人が社会参加できるまちづくりを進めます。	公共施設管理者からの相談に対し、整備の推進や指導を行っていますが、令和5年度における実績はありませんでした。	D	・実績がないため、D評価とします。 ・引き続き、公共施設について「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行うよう、公共施設管理者とも協議を行い、基準項目に適合するよう努めます。	継続実施	都市整備課
基本目標5	5	5(1) 民間施設への助言指導要請、民間事業者への既存施設の自主点検の促進	① 福祉のまちづくり 「大阪府福祉のまちづくり条例」などに係る指導及び整備の推進に努めます。	大阪府福祉のまちづくり条例の規定に基づいて、事前協議の対象となる民間施設の建築主に対し、整備の推進や指導を行っていますが、令和5年度における事前協議の実績はありませんでした。	D	・実績がないため、D評価とします。 ・提出された大阪府福祉のまちづくり条例の規定に基づく事前協議については、不適合の項目があれば、基準に適合するよう協議を重ねます。	継続実施	都市整備課
基本目標5	6	5(1) 公園の整備・改善	① 福祉のまちづくり 障がい者を含めた全ての人が自らの意志で自由に利用することができる公園施設の整備・改善に努めます。	市民が安全に利用できるよう努めました。 公園工事修繕件数 18件(前年度15件) 管理委託 29件(前年度25件) 安全点検 1回(前年度1回)	A	・安全点検の実施等により、公園施設の維持修繕に努めた結果、安全を確保できたのでA評価とします。 ・引き続き、公園施設の安全利用のため、整備・改善に努めます。	継続実施	道路公園課
基本目標5	7	5(1) 交通安全施設の整備	① 福祉のまちづくり 歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保に努めます。	カーブミラー新設7面(前年度14面) カーブミラー補修20面(前年度26面) ガードレール 0m(前年度0m) 防護柵 15m(前年度40m) 区画線 2,903m(前年度4,445m)	A	・市民からの要望に対する交通安全施設の設置だけではなく点検を行い、更新する事ができたのでA評価とします。 ・引き続き、危険箇所への安全対策・管理に努めます。	継続実施	道路公園課
基本目標5	8	5(1) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	① 福祉のまちづくり 「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づき、市内の必要箇所に視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進め、安全な歩行空間の確保に努めます。	視覚障がい者誘導用ブロック設置 1箇所 (前年度0箇所)	A	・尾崎駅山側道路を整備することができた結果、安全を確保できたのでA評価とします。 ・今後も、安全な歩行空間の確保を検討し、「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備を推進します。	継続実施	道路公園課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

17

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標5	9	5(1) 既設歩道の段差切り下げ	① 福祉のまちづくり 既設歩道における横断歩道口などの切り下げ部の構造を「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づいた構造に整備することで、安全な歩行空間の確保に努めます。	市事業による歩道の段差切り下げ箇所 1箇所 (前年度0箇所)	A	・尾崎駅山側道路を整備することができた結果、安全を確保できたのでA評価とします。 ・引き続き、横断歩道口などの切り下げについては、「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	継続実施	道路公園課
基本目標5	10	5(1) 放置自転車の撤去	① 福祉のまちづくり 道路に放置された自転車について、放置自転車禁止区域を定めて撤去を行うことにより、安全な歩行空間の確保に努めます。	放置自転車の撤去を実施し、安全な歩行空間の確保に努めました。 撤去実施回数 56回(前年度64回) 自転車撤去 89台(前年度90台) バイク撤去 2台(前年度 0台)	A	・定期不定期を含め放置自転車の撤去を実施し、一定の効果があつたのでA評価とします。 ・引き続き、駅前等の放置自転車禁止区域の放置自転車等の撤去に努め、安全な歩行空間の確保に努めます	継続実施	道路公園課
基本目標5	11	5(1) 迷惑駐車取り締まり	① 福祉のまちづくり 障がい者の通行空間の確保の観点からも警察と連携しながら迷惑駐車取り締まりの強化に努めます。	泉南警察署と連携し迷惑駐車防止に努めました。	B	引き続き、関係機関と連携し迷惑駐車防止に努めます。泉南警察署と連携し迷惑駐車防止に努めました。	継続実施	道路公園課
基本目標6	1	6(1) 広報はんなん発行	① 啓発活動の推進 広く市民に市政の情報を報道し、市政に対する市民の理解と協力を求め、市民と市の協働による市政を実現するため、毎月1回、広報誌を発行します。	手話の講座受講生募集や、障がい者のスポーツ大会の開催案内、障がい者の相談窓口案内、障がい者週間の啓発など、障がい者に有用な情報の提供に努めました。 また、ユニバーサルデザインフォント(読みやすい字体)を使用しています。	A	・一定の目標が達成できたのでA評価とします。 ・令和6年度も引き続き、障がい者に有用な情報の提供に努めます。また、今後も、読みやすく内容が伝わりやすい掲載方法を工夫していきます。	継続実施	シティプロモーション推進課 庶務課
基本目標6	2	6(1) 声の広報制作	① 情報提供の充実 阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て「広報はんなん」「市議会だより」を録音し、希望者に郵送することによって、市内在住の視覚障がい者の方々に広報内容への周知に努めます。	視力障がい者への情報提供を充実するため、阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て、『広報はんなん』の朗読音声を録音し、希望者へ配布しました。 視力障がい者への情報提供を充実するため、阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て、『はんなん市議会だより』の朗読音声を録音し、希望者へ配布しました。	A	・一定の目標を達成できたため、A評価とします。 ・昨年度と同様に、阪南市視力障がい者福祉協会へ声の広報の製作及び配布を委託し、引き続き市内在住の視力障がい者の皆さんに阪南市の情報について周知します。 【庶務課】 ・一定の目標が達成できたのでA評価とします。 ・令和6年度は引き続き、障がい者に有用な情報の提供に努めるとともに、同音声データを阪南市議会のウェブサイト上にもアップします。また、今後も、読みやすく内容が伝わりやすい掲載方法を工夫していきます。	継続実施	シティプロモーション推進課 庶務課
基本目標6	3	6(1) 市ウェブサイトの充実	② コミュニケーションの充実 障がい者の情報格差の縮減に努めるため、市ウェブサイトの情報アクセシビリティに配慮し、支援体制の充実	音声読み上げソフト、文字サイズ・背景色変更機能に対応し、アクセシビリティに配慮したウェブサイトの運営を行いました。	A	・一定の目標を達成できたため、A評価とします。音声読み上げソフト、文字サイズ・背景色変更機能に対応し、視覚障がい者へ配慮した情報発信に努めました。 ・令和6年度も引き続き視覚障がい者へ配慮した情報発信に努めます。	継続実施	シティプロモーション推進課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

18

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 6	4	6(1) 広報紙「ふくしはんなん」発行 ① 啓発活動の推進	広報紙を発行し、阪南市社会福祉協議会の活動内容を、多くの人に理解してもらえるように努めます。	社会福祉協議会広報誌「ふくしはんなん（ボランティア情報含む）」（年4回） ホームページやブログなどを活用し情報提供に努めました。また、地域活動の情報については「校区福祉委員会だより」で周知しています。	A	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおりに年4回の広報紙の発行を行っています。 ホームページで「見える社会福祉協議会づくり」に向けた拡充を図っています。 市民に身近に福祉情報を提供するため、ホームページ・ブログでの情報発信も行っていきます。 令和6年度も引き続き周知啓発に努めます。 	継続実施	社会福祉協議会
基本目標 6	5	6(1) 公共郵便物の視覚障がい者対応の推進 ① 情報提供の充実	公共郵便物の配布については、各課と連携し、登録制で点字による配布を推進します。	登録者に対し、市民福祉課、介護保険課、税務課、保険年金課より送付する通知には点字シールを貼付しています。 令和5年度実績 市民福祉課 12名 介護保険課 9名 税務課 3名 保険年金課 22名 保健センター 12名	A	<ul style="list-style-type: none"> 市民福祉課に登録した点字が必要な人宛ての公共郵便物に点字シールを貼付し、本人に分かるようにしました。 今後も市民福祉課から関係各課に情報提供し、関係各課の公共郵便物に点字シールを貼付します。 	継続実施	市民福祉課 関係各課 (介護保険課)
基本目標 6	6	6(1) 知的障がい者に配慮した情報提供の推進	阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画等について、知的障がい者にもやさしく読めて分かりやすいかたちで情報提供できるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援ボードを導入し、知的障がい者に配慮した情報提供を推進しています。 本年度策定した第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画については、知的障がい者にもやさしく読める「わかりやすい版」を作成しました。 更新案内など理解しやすい表記に努めました。 	A	第7期障がい福祉計画等や更新案内などで理解しやすい表記に努めました。 引き続き、知的障がい者にもやさしく読めて分かりやすいかたちで情報提供できるよう努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標 6	7	6(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 ④ 社会教育の充実	聴覚障がい者等に手話通訳者及び要約筆記者等を派遣し、社会生活における円滑な意思疎通の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 派遣件数 手話通訳者等 188回（昨年度 174回） 要約筆記者等 0回（昨年度 0回） 登録者数 手話登録者等 10名（昨年度 9名） 要約筆記者等 0名（昨年度 0名） 	A	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度より派遣実績が増加しました。 利用者数の増加はありませんが、利用者の高齢化により、医療機関利用に伴う依頼が増加しています。 今後も派遣体制の充実に努め、聴力障がい者への情報提供、意思疎通支援を推進します。 	継続実施	市民福祉課
基本目標 6	8	6(2) 手話奉仕員・点訳奉仕員養成講座の開催	手話奉仕員や点訳奉仕員の養成のための講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座 初級講習会 受講生 実 10名（前年度 10名） 延 314名（前年度 369名） 上級講習会 受講生 実 18名（前年度 14名） 延 38名（前年度 49名） 講座終了後、手話サークル入会者 5名（前年度 4名） 点字講習会養成講座（2年毎開催） 開催回数 10回 受講生 4名 修了者 3名 	A	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座等については新型コロナウイルス感染症の影響（対象者の限定）により受講生が減少しましたが、手話サークル入会者の増加、手話カフェへの参加もありA評価とします。今後も、一般市民への手話及び聴覚障がい者への理解を深めるため、継続して開催します。 点字講習会は4名受講され、うち3名が修了することができました。 	継続実施	市民福祉課
基本目標 6	9	6(2) 「点字絵本をつくらう」の充実 ④ 社会教育の充実	点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解を図ります。	夏休みに子どもを対象とした「点字絵本をつくらう」（実施1回） （前年度 実施なし）	D	R4年度は実施しなかったが、R5年度は1回実施することができた。R6年度は2回の実施を予定し、回数を増やす前向きな方向性である。	継続実施	西島取公民館 （中央公民館）

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

19

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標7	1	7(1) 聴覚障がい者FAX119番・NET119緊急通報システム利用の推進 ③ 防災・防犯対策の充実	聴覚障がい者が災害などの被害や急病など、緊急時の迅速な通報が確保できるように努めます。	FAX受信件数 0件(昨年度0件) (メール119受信件数 0件 NET119受信件数 0件) 登録者総数 31名 内訳 ・FAX119登録者 10名 ・メール登録者 10名 ・NET119登録者 11名	A	昨年度の調査時と同様、FAX、メール及びNET119の受信件数は0件でした。各システム登録者の総数は若干減少しておりますが、周知は出来ていたため評価はCとしました。	継続実施	泉州南消防組合阪南消防署
基本目標7	2	7(1) 防火救急講習会の充実 ③ 防災・防犯対策の充実	障がいのある人が火災から身を守ることができるよう、応急処置の実技指導など、一般的な防火知識の普及に努めます。	救急講習会0件(昨年度0件)	D	2023年度の障がい者の方(団体)が受講した防火救急講習会は0件であり、評価をCとしますが、その背景として新型コロナウイルスが5類感染症に移行したものの、入所者が罹患することにより施設が負うリスクは変わらず高いものであることから、講習会への参加が進まなかったものと思料します。今後も可能な範囲で救急講習会を受講していただくよう広報に努めます。	継続実施	泉州南消防組合阪南消防署
基本目標7	3	7(1) 火災予防査察の実施 ③ 防災・防犯対策の充実	障がい者施設などの立ち入り検査を実施し、消防用設備や防火管理の指導に努めます。	立入検査 1件(昨年度 2件)	A	2023年度の立入検査件数は1件であり、昨年度より減少しています。今後の対策として、阪南消防署において予防査察を担当する予防係に当該現状を説明し、障がい者施設に対する査察の実施件数を増やすよう働きかけます。なお、予防係以外においても警防査察という取り組みが当組合においても実施されているため、警防査察を統括する当署の管理職に障がい者施設の警防査察を増加するよう具申します。	課題あり	泉州南消防組合阪南署
基本目標7	4	7(2) 消防訓練の指導及び立ち会の実施 ③ 防災・防犯対策の充実	障がい者施設への消防訓練の指導及び立ち会の実施により、防火避難対策の強化に努めます。	障がい者グループホーム、管内33施設中、消防法令上消防訓練の実施が義務である施設は14施設。うち、消防訓練立ち会い数 7件。 (昨年度 5件)	A	まず、管内33施設中、防火管理者の選任義務がある施設は14施設しかなく、ほかの19施設は消防法上、訓練の実施義務がないため、訓練指導を実施することが困難です。消防署としては、まずは防火管理者選任義務のある施設に対して積極的に査察を実施し、消防訓練の指導の強化を図りたいと思います。	継続実施	泉州南消防組合阪南消防署
基本目標7	5	7(1) 防災教育の充実 ③ 防災・防犯対策の充実	地域の連携や活動等を通じて出前講座等の防災教育を行い、災害時要援護者を災害から守れるよう取り組みます。	地域での自助力・共助力の向上を重点課題として、各地域の自主防災組織や自治会等において、防災講座や出前講座を行った。	A	外部講師等を招いた防災講座を行い、自助・共助の重要性を認識し、地域にて問題解決の意識を強める防災講座や出前講座などの取組を行う。	継続実施	危機管理課
基本目標7	6	7(1) 自主防災組織の設立・育成 ③ 防災・防犯対策の充実	災害の被害を軽減するためには、初期消火や避難誘導などの自主的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、地域での防災訓練等において、防災意識の高揚や啓発に取り組みます。	各自治会・自主防災組織において防災訓練、防災講座などの取組が行われるよう支援を行い、各組織の防災意識の向上に繋がった。	A	令和6年度は、地域住民を主体とした行政、消防団等参加の市域全体での総合防災訓練を実施する。各組織の防災意識の向上や、地域で抱える課題をブラッシュアップし、自主防災組織に対してより充実した育成等が行えるよう取り組む。	継続実施	危機管理課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

20

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標7	7(1) 阪南市地域防災計画の見直し	③ 防災・防犯対策の充実	国の指針や府の地域防災計画の修正に基づき、本市地域防災計画を修正し、防災活動の総合的推進を図ります。	新たに発生した災害での課題を踏まえ、また、国や府の指針や近隣自治体の動向を見定めながら計画の修正を検討を行った。	B	国の指針や府の地域防災計画の動向に注視し、今後も地域防災計画の見直しを継続し、必要があれば修正を行う。	継続実施	危機管理課
基本目標7	7(1) 福祉避難所に関する協定書締結の推進		福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力を働きかけます。	要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たな施設との協定締結に向け、福祉施設への積極的なアプローチを行った。また、各ハザードにおいて危険想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画を作成等の援助や避難訓練実施状況の確認を行うなどの取組を行った。	A	引き続き、要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たな施設との協定締結に向け、福祉施設への積極的なアプローチを行う。また、避難確保計画についても引き続き要配慮者利用施設に対して、避難確保計画を作成援助を行うことや避難訓練実施状況の確認などの取組を行う	継続実施	危機管理課
基本目標7	7(1) 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業の推進	③ 防災・防犯対策の充実	ひとり暮らしの身体障がい者に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう事業の推進に努めます。	令和6年3月末設置件数 1件	A	通報件数は0件でしたが、利用者の安全に寄与しています。今後も利用者の安全が確保できるように取り組みます。	継続実施	市民福祉課
基本目標7	7(1) ぐらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	③ 防災・防犯対策の充実	ぐらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）登録者の情報を地域の関係団体と共有し、日常の見守りや声かけ、地域行事のお誘い及び災害時の安否確認などを行います。	ぐらしの安心ダイヤル事業登録者の名簿一覧及び地図の更新したものを各校区（地区）福祉委員会、民生委員、名簿情報提供に係る協定締結の自治会・自主防災組織に提供し、情報共有を行いました。 令和5年度 1,389人(前年度1,377人)	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係団体との情報共有を推進しました。 今後も地域とのつながり作り、登録推進に取り組み、情報共有により地域での孤立化を防ぎ、見守りを強化します。 ぐらしの安心ダイヤル登録者に配布している救急キット情報の更新作業を各校区（地区）福祉委員会、民生委員とともに取り組みます。 リスクの高い要援護者を中心に、地域住民や専門職、行政が連携して、迅速に災害支援ができる体制づくりを進めます。 	継続実施	市民福祉課 危機管理課 社会福祉協議会
基本目標7	7(2) 防犯知識の啓発パンフレットの作成、防犯教育の実施	③ 防災・防犯対策の充実	障がい者が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐとともに、犯罪に巻き込まれたときの対処をどのようにするかなどの防犯意識を高めるための防犯教育を実施します。	関係機関と連携し、青色防犯パトロール車両及び警察車両によるパトロール、市内各スーパー前での街頭啓発等を行い、地域住民の自主防犯意識の高揚を図りました。	A	<ul style="list-style-type: none"> 一定の目標を達成できたためA評価とします。 引き続き、防犯啓発活動を実施し、地域住民の自主防犯意識の高揚を目指し、犯罪の未然防止に努めます。また、関係機関と連携を図り、特殊詐欺被害等の防止に努めます。 	継続実施	生活環境課
基本目標7	7(2) 障がい者への消費生活に関する啓発	③ 防災・防犯対策の充実	悪質商法や詐欺などの犯罪に遭遇しないように、障がい者や支援者等に対して相談窓口などの周知啓発に努めます。	広報誌や市ウェブサイトなどで相談窓口の周知、詐欺手口等の迅速な情報提供に努め、消費者被害の発生防止・拡大防止に努めました。	B	<ul style="list-style-type: none"> 周知啓発に努めたものの、障がい者向け取組内容となっていないため、B評価とします。 相談窓口の周知啓発に努めるとともに関係機関と連携を図り、多発する詐欺手口等の迅速な情報提供に努め、障がいのある方やその家族等に関する啓発活動に努めます。 	継続実施	生活環境課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

21

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標7	13	7(3) 新型コロナウイルス感染症と障がい者支援	新型コロナウイルス感染症に関する国や府からの通知等について、SNS等を活用し、障がい福祉事業所等に迅速に情報提供等を行い、障がい者の生活を支援していくように努めます。また、障がい福祉事業所と連携し、正しい予防知識の普及や対策にかかる支援を行います。必要に応じて、事業所間の連携を図ります。	大阪府の通知や市からの情報提供を行い、正しい知識を普及し感染症拡大防止に努めました。	A	未だ新型コロナウイルス感染症の影響が残ることから、国等からの通知等を障がい福祉事業所等に迅速に情報提供等を行うなど連携し、障がい者の生活の安全を支援していくように努めます。	継続実施	市民福祉課 関係各課
基本目標8	1	8(1) 人権啓発の推進	① 啓発活動の推進 障がい者の人権問題も含め、人権に関わる問題についての研修・広報を通じて、市民の障がい者に対する人権意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各種啓発講座では、障がいのある方も参加しやすいように手話通訳や点訳を備えました。 ヒューマンライツセミナーは、テーマ「子どもの人権」、「戦争・平和」、「インターネットと人権」、人権を考える市民の集い映画上映「彼らが本気で編むときは」、「みんなの人権講座「私もあなたもイキイキ、生きるために！」映画上映「瀬戸内寂聴～99歳生きて思うこと～」を実施し、幅広い世代に向けた人権啓発に努めました。 上記の啓発講座には市職員も自主参加し、自己啓発に取り組みました。 市職員中各課選出で構成する人権行政推進委員会では、DVD教材を活用して職員向け障がい者雇用も含めた人権研修を行いました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 各種啓発講座では、障がいのある方も参加しやすいように手話通訳や点訳を実施します。 障がい者の人権問題も含め、人権に関わる問題についての市民対象講座の開催します。 市職員に向けて人権研修等を実施します。 	継続実施	人権推進課
基本目標8	2	8(1) 理解促進研修・啓発事業の推進	障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> まつのき園では、障がいの理解促進・啓発事業のためまつのき講座を開催しました。 まつのき講座では、「大人の発達障害について」参加者37名「手話交流会」参加者13名、「発達障がい概要から家族支援と薬の理解まで」参加者34名でした。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの理解促進と啓発のために講座や教室等を開催しました。 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援事業所を対象に障がいの理解を深める講座等を開催していきます。 	継続実施	市民福祉課
基本目標8	3	8(1) 自発的活動支援事業の推進	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 就労している障がい者の余暇活動支援として、サンブライドを年6回実施（前年度4回）、ひまわりカフェを年12回（前年度9回）実施しました。 引きこもり当事者や支援者で集まる「ひきこもり・地域の居場所づくり支援・草の根ネットワーク」を年6回開催しました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、障がいの理解に資するイベント等の開催や「ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク」の活動が活発化するよう取り組みました。 令和6年度は、サンブライド、ひまわりカフェの運営方法等をメンバーと検討しながら継続していきます。 また、「ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク」の活動が活発化するよう取り組みます。 	継続実施	市民福祉課
基本目標8	4	8(1) 障がい理解教育の推進	③ 福祉教育の推進 子どもたちが障がい者と出会い、交流活動を通じて、障がいについて理解を深める教育活動を進めていきます。	新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある人との交流の機会は以前に比べて減少しましたが、障がい理解教育は全小中学校で実施しました。感染対策を講じて交流を行ったり、映像資料等の教材を活用して学習に取り組んだりすることで、障がいについて考え、理解を深めました。	A	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方との交流によって、子どもたちの中にも障がいのある方との関わり方などの理解が深まっています。 令和6年度も引き続き、障がいのある方との交流等を行ったり、学習方法を工夫したりしながら各校の実態に応じた障がい理解学習を進めてまいります。 	継続実施	学校教育課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

22

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 8	5	8(1) 障がい者文化祭の開催	障がい者団体が文化活動発表などを通して市民との交流や障がい者理解の啓発を行う団体活動に対して支援します。	開催なし。	D	障がい者団体が文化活動発表などを通して市民との交流や障がい者理解の啓発を行う団体活動に対して支援します。	継続実施	市民福祉課
基本目標 8	6	8(1) ボランティア市民活動フェスティバルの推進 ② 交流の促進	障がい者就労施設等がボランティア市民活動フェスティバルへ参加することで、障がい者理解の啓発を図ります。	模擬店、ステージでの披露、体験コーナー、活動パネルの展示などへ、多くの方が来場されました。オープニングでは小学校の合唱団、クロージングでは参加者全員で合唱をし、参加者みんなで作るあげる、全ての人が一体となるフェスティバルになりました。 来場者数：約1,300人 参加団体数：模擬店 22団体 パネル展示・きらめきアート作品展 27団体 ステージ 13団体 体験・販売コーナー 11団体	A	障がいのある当事者の協力による模擬店の展示ブースやステージ披露、地元の皆様からいただいた協賛金で福祉作業所のクッキーや自主製品、阪南ブランド十四匠等を景品にしたスタンプラリーなど、多くの一般の方に障がい者理解の促進や、地元産業のPRをすることができました。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標 8	7	8(1) カフェ・はなてい及び共生型サロンの設置 ② 交流の促進	喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」・共生型サロン「きらきら」を設置し、障がい者の社会参加を促進します。	令和5年度のカフェはなていについては、尾崎公民館との協働事業として実施しました。 実施時期：令和5年4月7日～令和6年3月29日 延べボランティア人数：218人 延べ利用人数：1,117人 障がいのある方を含め関心のある方が参加できる共生型サロン「きらきら」はCSWが中心となり実施しました。	A	令和6年度も障がい者を含めた社会参加を進めるべく、「カフェはなてい」「共生型サロンきらきら」に引き続き取り組みます。またCSWやSSW等の専門職と連携し、閉じこもり気味の障がいのある方や子ども、高齢者の社会参加支援を進めます。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標 8	8	8(1) 手話カフェの運営支援	聴覚障がい者団体が運営している手話カフェを支援し、障がい者の社会参加を促進します。	毎月第2・第4金曜日開催（図書館休館日は休み） 令和5年度は 21 回開催 阪南市聴覚障がい者協会が主となり、手話サークルサラダの協力により、一般市民の方に、手話への理解、啓発及び聴力障がい者が手話で話の出来る場として開催しています。	A	コロナ禍において、マスク着用ができない（表情が伝わらないと伝わらない）ことで、感染リスクが高くなる不安を伴いながらの運営でしたが、手話で話したい、手話を学びたいと他市からの参加も多くあり、情報交換の場として根付いています。今後においても、参加者の安全安心に配慮しつつ、障がい者の社会参加の場として支援します。	継続実施	市民福祉課
基本目標 8	9	8(1) 障がい者を理由とする差別解消の推進	ヒューマンライツセミナー等の啓発講座の中で、障害者差別解消法に関する内容を取り上げ、障がい者理解を深め、差別の解消につながるよう取り組みます。	・ヒューマンライツセミナーは・テーマ 「子どもの人権」、「戦争・平和」、「インターネットと人権」、人権を考える市民の集い映画上映「彼らが本気で編むときは、」、みんなの人権講座「私もあなたもイキイキ、生きるために！」映画上映「瀬戸内寂聴～99歳生きて思うこと～」を実施し、障がいの方も含めた幅広い世代に向けた人権啓発に努め市民意識の向上に取り組みました。 ・上記の啓発講座には市職員も自主参加し、自己啓発に取り組みました。 ・市職員中各課選出で構成する人権行政推進委員会では、DVD教材を活用して職員向け障がい者雇用も含めた人権研修を行いました。また、広報誌やホームページによる啓発や情報提供、人権啓発ビデオ等の貸出しを行いました。	A	・あらゆる人権差別に関わる問題についての市民対象講座の開催し、障がいの理解を深め、差別の解消に取り組みます。 ・各種啓発講座では、障がいのある方も参加しやすいように手話通訳や点訳を備えます。 ・「ヒューマンライツセミナー」「みんなの人権講座」市職員も対象とした人権啓発研修に取り組みます。	継続実施	市民福祉課 人権推進課 秘書人事課
基本目標 8	10	8(2) 人材バンクの設立、整備 ④ 社会教育の充実	障がい者の学習活動を支援する人材の育成と活用のために人材登録と派遣を行います。	「100人のカルチャー」の問い合わせ件数は2件でした。（前年度は6件）	B	チラシ、ウェブサイトや広報誌で啓発活動を行い、人材登録の促進及び学習活動を支援します。	継続実施	生涯学習推進室

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

23

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 8	11	8(2) 社会教育関係団体への支援 ④ 社会教育の充実	自主的な活動の支援方法として、活動に必要な情報提供、指導養成などを行い、団体の独自性を見失うことのないよう指導、助言をしていきます。また、それらの団体において障がい者への理解につながる事業への取り組みを促します。	人権意識の向上をめざすため、各団体指導者等を対象に、人権問題について研修を実施しました。 実施回数1回(前年度1回。) 参加者数42人(前年度34人)	A	参加する活動団体によっては、人員の確保が難しく、また参加者が毎年同じといった団体もあるのが現状です。今後、障がいのある人に対する理解につながるような研修も積極的に取り入れ、より一層の社会教育の充実を図りたいと考えます。	継続実施	生涯学習推進室
基本目標 8	12	8(2) 学生ボランティア体験推進事業の促進 ③ 福祉教育の推進	小学校、中学校、高校における福祉ボランティア教育の機会の提供、体験交流活動を推進するとともに、生徒を通じて家族及び地域社会の啓発を図ります。	学生向けのボランティア体験の場「夏休みボランティアDAY」を実施しました。 ◇夏休みボランティアDAY 実施期間：令和5年7月27日～8月23日 延べ38名参加 ①7月27日(木)：事前説明会 ②7月30日(日)：地域内の夏祭りを盛り上げよう ③8月10日(木)：漁港にある「みんなの食堂」のお手伝い ④8月18日(金)：子どもとのふれあい体験 ⑤8月19日(土)：ポッチャ交流会 ⑥8月23日(水)：ふり返し会～体験したボランティア活動のふり返しをしよう～ ※小学生：5名、中学生：2名、高校生：4名、大学生：2名、専門学生：1名	A	「夏休みボランティアDAY」では、小学生から大学生まで幅広くボランティア体験ができる場を提供することができました。漁港での地域食堂では、海や漁協関係者に触れる機会にもなりました。新たな令和6年度も引き続き、学生を対象としたボランティア体験の機会を設けていきます。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標 8	13	8(2) ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進 ② ボランティア・NPO活動の促進	ボランティアを育成する人材を養成し、ボランティア同士の連携や連絡調整を行い、障がい者(児)に対するボランティア活動を円滑に行えるように努めるとともに、市民の地域福祉の関心を高めます。	・ボランティア登録数 135名 ・ボランティアグループ登録数 40グループ+特技ボランティア7名+サポートボランティア11団体	A	ボランティアと施設職員の情報交換の場としてボランティア★ひろばを開催。支援する側、される側関係なく誰もが地域で活躍できる場づくりを施設と地域が協働して進めていく必要性について話し合うことができました。引き続き、活動者と依頼者の連絡調整をおこない、ボランティアを希望する個人や団体と、依頼する障がい者事業所等を結び付け、円滑な活動運営支援をおこなっていきます。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標 8	14	8(2) 障がい者団体の支援 ② 交流の促進	阪南市内にある障がい者団体に対し、補助金を交付し、自主的な活動の支援を行います。	・「阪南市障がい者(児)団体連絡協議会」に補助金を交付。 ・身体障がい者福祉会、視力障がい者福祉協会、聴力障がい者協会、知的障がい者(児)団体連絡会、精神障害者協議会が毎月、定例会を開催され、各団体の情報交換、各事業実施の打ち合わせや、市への各団体の要望事項の取りまとめ等を行いました。 ・5月は総会、10月はバスツアーを実施。12月の障がい者週間の啓発を図るための「ふれあいキャンペーン」では、駅3箇所とスーパー5箇所で開催グッズ等を配布し、多くの会員が活動しました。 ・近年は多くの団体において、会員の高齢化が進み、また、新規会員の加入が少なく、結果として会員数が減少傾向にあります。	A	定例会及び行事を予定どおり開催できました。今年度も引き続き、障がい者(児)5団体が、障がい種別を超えて意見交換や交流が図れるように支援に努めます。	継続実施	市民福祉課
基本目標 8	15	8(3) 成年後見市長申立の推進 ② 権利擁護の推進	判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判申立を行う四親等親族がない場合、市長が申立を行います。	申立件数0件(前年度件数0件)	A	・申立では無かったものの、判断能力が十分でない方の権利擁護を目的として事業を実施しています。 ・今後も審判申立を行う者がいない人に対し、市長申立を行います。	継続実施	市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

24

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標8	16	8(3) 成年後見利用支援事業の推進 ② 権利擁護の推進	成年後見制度を利用している障がい者で、後見人報酬費用を経済的に支払うことができない場合、報酬費用の補助を行います。	裁判所が審判で決定する後見人の報酬額を補助します。 令和5年度は利用者0名（前年度利用者0名）	A	・利用はなかったものの、判断能力が十分でない方の権利擁護を目的として事業を実施しています。 ・今後も後見人報酬費用を経済的に支払うことができない場合、報酬費用の補助を行います。	継続実施	市民福祉課
基本目標8	17	8(3) 市民後見人養成事業及び法人後見支援事業の推進	大阪府内の市町と共同で、大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）に市民後見人養成研修を委託し、市民後見人を養成します。また、法人後見の活動を支援します。	介護保険課と市民福祉課が連携し、市民後見人の養成及び活用を図りました。 大阪市・堺市を除く、府内21市町が共同で大阪府社会福祉協議会に委託し「市民後見人養成講座」を開催しています。養成講座の市民参加者は令和5年度は0人でした。 市民後見人登録者は令和5年度は3名です。	B	・市民後見人の養成講座参加者及び登録者が減少しており、B評価とします。 ・現在登録者は3名で、市民後見の受任が0件（令和5年度に対象者死亡のため）。引き続き登録者を増やすことが課題です。 ・阪南市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広報掲載等による周知、市民後見人の養成や研修の実施に協力することなどに取り組みます。	継続実施	市民福祉課 介護保険課
基本目標8	18	8(3) 障がい者虐待防止事業の推進 ① 相談支援機能の充実	障がい者の権利利益の擁護を図るため、障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行います。	令和5年度は障がい者虐待について13件の通報があり、全件を虐待案件として保護、是正など対応しました。	A	虐待案件について必要な支援等を行いました。 障がい者虐待については、通報義務等について意識の啓発が必要であり、あらゆる機会を活用して周知啓発を行い、早期発見に努めるとともに予防活動に取り組みます。	継続実施	市民福祉課
基本目標8	19	8(3) 日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会に相談員を配置し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。	○利用者数 48名 （認知症高齢者10名 知的障がい者20名 精神障がい者18名） ○相談件数 1,902件 認知症高齢者 529件 知的障がい者 541件 精神障がい者 811件 その他 21件 ○令和5年度 新規契約者件数10件 ○契約者の利用内容 福祉サービスの利用援助・日常の金銭管理・通帳・証書類他 保管	A	金銭管理や相談の対応を通じて、利用者が安心して生活を送るための支援を継続し行うことができました。 利用者の状況に応じ、成年後見制度利用や関係機関への引継ぎ、親族への保管物品の返還を行いました。 待機者の方には速やかに契約へ繋がるように取り組みます。	継続実施	社会福祉協議会
基本目標8	20	8(3) 阪南市成年後見制度利用促進基本計画の策定	「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、計画で掲げた取り組みの推進を通じて、成年後見制度の積極的な活用を促し、適切な支援ができる環境づくりを推進するとともに、共生社会の実現に向けて体制の強化を図ります。	令和4年度に策定した「第4期地域福祉推進計画」において「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」を位置付けており、本市の関連計画と連携の上、推進しています。	B	「中核機関」設置が進んでいないことからB評価とします。 同計画に基づき、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めて、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする、連携の仕組みの構築に取り組みます。また、「中核機関」が担う機能によって、広域または市単独で「中核機関」を設置することを併せて検討します。	継続実施	介護保険課 市民福祉課

第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理

25

令和6年3月31日現在

当日資料差し替え分

基本目標	事業名	基本計画目標	事業内容	令和5年度 課題の内容と取組内容 (前年度が「継続実施」の場合は実績)	担当課評価	担当課評価の根拠・令和6年度の取組、課題改善策など	取組方針	担当課
基本目標 9	1	9(1)市職員における障がい者理解及び合理的配慮の促進	市職員における障がい者理解の促進のために必要な情報を発信し、障がい者への合理的配慮の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンライツセミナーは・テーマ 「子どもの人権」、「戦争・平和」、「インターネットと人権」、人権を考える市民の集い 映画上映「彼らが本気で編むときは、」、「みんなの人権講座「私もあなたもイキイキ、生きるために！」映画上映「瀬戸内寂聴～99歳生きて思うこと～」を実施し、障がいの方も含めた幅広い世代に向けた人権啓発に努め市民意識の向上に取り組みました。 ・上記の啓発講座には市職員も自主参加し、自己啓発に取り組みました。 ・市職員中各課選出で構成する人権行政推進委員会では、DVD教材を活用して職員向け障がい者雇用も含めた人権研修を行いました。また、広報誌やホームページによる啓発や情報提供、人権啓発ビデオ等の貸出しを行いました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発講座では、障がいのある方も参加しやすいように手話通訳や点訳を実施します。 ・障がい者の人権問題も含め、人権に関わる問題についての市民対象講座の開催します。 ・市職員に向けて人権研修等を実施します。 	継続実施	人権推進課 市民福祉課
基本目標 9	2	9(1)市職員における障がい者に対する合理的配慮の促進	障害者差別解消法に基づき策定された、「阪南市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき接遇を行います。	新規採用職員を対象に、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施した。庁内イントラネットに、「阪南市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」や関連パンフレットを掲載し周知した。	A	引き続き、障がい理解の促進に取り組みます。	継続実施	秘書人事課
基本目標 9	3	9(1)選挙における障がい者に対する配慮の促進 ② 権利擁護の推進	選挙公報における障がい者に対する配慮や投票所のバリアフリー化を進め、障がい者が選挙に参加しやすい体制整備に努めます。	令和4年7月執行の参議院議員通常選挙においても、大阪府と連携の上、朗読テープや点字版お知らせ等により障がい者に必要な情報を届けるとともに、車いすなどの準備をすることができた。しかし、当日投票所として使用する一部の住民センターの段差の解消については当事務局のみでは対応できなかったため、障がい者に対し本人の意向を踏まえきめ細やかな対応をするよう、投票事務説明会で周知し運用した。併せて、当日投票所として使用する、段差の解消が難しい一部の住民センターについて、当該投票区の選挙人から投票所の移転の要望があったことから、投票所の移転について検討を始めた。	A	令和5年4月執行の大阪府知事選挙においても、大阪府と連携の上、朗読テープや点字版お知らせ等により障がい者に必要な情報を届けるとともに、車いすなどの準備をすることができた。併せて、従前から協議を重ねてきた当日投票所として使用する段差の解消が困難な一部の住民センターの投票所移転を行った。スロープ等で対応が可能な投票所については、障がい者に対し本人の意向を踏まえきめ細やかな対応をするよう、投票事務説明会で周知し運用した。これらのことを踏まえ、A評価とする。今後執行予定の選挙においても障がい者が選挙に参加しやすい体制の整備に努めていく。	継続実施	行政委員会事務局